雇用保険法の失業等給付に関する誓約書

関西電力健康保険組合

常務理事　殿

令和　　　年　　　月　　　日

氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　「自筆の場合、押印は省略可」

（被保険者番号：　　　　　　　　　　）

　家族「　　　　　　　」（続柄：　　　）の被扶養者（増）の手続きに際し、以下のとおり

誓約いたします。

・雇用保険法の失業等給付を受給し、かつ、その日額が３，６１１円（※）を上回る場合は、速やかに「被扶養者（減）」の手続きを行う。

　※60歳以上の者、障害年金受給者は日額４，９９９円

・再就職（パート・アルバイト含む）、別居等、上記対象者の状況に変更があった場合についても、速やかに必要な手続き（「被扶養者（減）」等）を行う。

・上記誓約内容に相違があった場合は、扶養認定日まで遡って被扶養者資格を取り消されても、一切の異議申し立てを行なわない。

以　上

＜参考＞

|  |
| --- |
| 関西電力健康保険組合「被扶養者認定基準」（※）**○「雇用保険法による失業等給付を受けようとする場合」****・失業等給付受給者は、原則として被扶養者としない。****ただし、失業等給付の額が日額で３，６１１円（４，９９９円）以下の場合はこの限りでない。** |

※かんでんけんぽホームページ「すこやかｗｅｂ」の「健康保険に加入する人」参照。

なお、雇用保険に限らず、「パート・アルバイトによる収入がある場合」等、被扶養者の条件が掲載されております。必ずご一読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

　（令和５年３月）